

「疑問」

第 7 (2)

7. Xは、Yを殺害して、本性を抑制するため道路法(以下「法」といふ)の
第10条道路に存する工作物の他の部分の除去命令を求め、義務付けた
事件訴訟江(以下「訴訟」といふ)第6項号を提起した。

2. 新新新

(1) 一定时期

(ア) 又、同。の條に、日本は、國又は國の官に在るものたる。その條によつて、日本
國の權利義務を形成するもの範圍を確定するに必要の事實關係が、その
法に依る條件として、工作物等の除去命令は、これにより、その工作物の設置者に対して
当該工作物等の除去義務を直接負はせるものである。又、この義務は、道路
管理者である者（公衆）により、之を行ふは、困難、性有するものである。
に於いて、又、同。に於て。

(1) 「定」とは、裁判所が~~一方当事者~~の請求を判断したとき、~~その~~ 確定したものである。

×前、本件反社の発生をめぐり、法71条に基づき物件の除却命令と求めたところ、
裁判所は、その適否判断は、これでは相当程度に限定されている。(定)155頁

(2) 波速和频率有正比关系, (前边了解过频率)

(2) 法律上の利益有る否とは、自己の権利もしくは法律保護の利益である
必然的に侵害される否である。法律保護上の利益にあつたは、その権利
法令上、不特定多数の同様の利益に對し、一般の利益を保護する目的に於て、
個々の個別の利益を保護すべき場合と異なる場合がある。その結果
人以外の者は、これを判断する場合に、法律上の利益の侵害を保護する

問

2nd 1st 2nd. 1st 2nd

1) $\nabla f = 0 \Rightarrow \dots$

X 5. 別添 A に対し「民事訴訟法違反」であることは可能である。民事訴訟法に
 請求の趣旨や主張立証に事案は、~~民事訴訟法~~ 義格に訴訟とは異なるからである。

S. 民事訴訟法に違反する可能性があるとして、~~民事訴訟法~~ 義格に訴訟とは異なるからである。

第 2 (22)

Y 462 1 精國上の關係の所由を以て言ふ。 240. 16. 17

3

可能性にても、本件システムの設置は一般道路のより一歩進んだものでは
厚肉のみの通行のみに対応可能であるといえる。また、この路線の廃止が
この事情も、現時点で、Xのシステムは通行に必要と判断されるものではない
したがって本件システムの設置は、Xを含め本件道路の利用者にとり、この道路の通行
障害を及ぼしうるので、43条2号に該当する。

3 次に、第11条は、「本法の施行に用ゐるもの、この法律に道路管理者
に権限があることと示してはならない。71条1号に規定するものの判断に、専門
的技術的な判断を要するものとするものとする。道路管理者は、道路の
為にある場合には、監督及びその下に置くものとする。

4 以上より、本件システムの設置は43条2号に該当する。よって、この法律
の趣意をひきいては、違法である。

【設問2】

第1 (2)

1. 「又、(1) (行政法上の条項) とは、この法律の主たる国又は公共団体の
行為のうち、直接国庫の権利義務を形成し、その範囲を自定するもの
を指す」という。

2. (1) 訂. 法10条項に基づき、路線の廃止は、道路管理者の所有する
者の所有地にはどのような影響を及ぼすか。

又、この有無は、一般的に判断されるものであり、本件道路の所有者は、Yである
ため、~~道路法~~ 道路法は、本件道路の所有者であるYに、この法律の規定を
適用するものではない。よって、この場合、一般的に判断される
と見なす。

本件で、道路法の適用は、法10条の道路法の廃止により、この道

（第 問）

路と通行人に供用せし義務を負ふこととなり、通行者にしてみれば、当該道路を利用する法的地位が消滅することとなる。

(2) 次に、道路の区域、用途に供用の間接（法10条）は、その決定により、道路事務の所有者において、その区域の管理に供用の間接、区域の区域に於ける土地の所有権の変更等の行為が制限を受ける（法10条4項）という法的効果を有し、供用の間接により、通行者に通行を認め、通行義務を直接負わせるものである。

(3) 以上より、本件道路の路線の廃止（法10条4項）は、道路事務の所有者が、その道路を自由に利用する土地と復讐させることにも、通行者に与えるべき、その道路を利用する土地が消滅することとなる。直轄国庫の権利義務を形成するといえる。

3. よって、~~「道路」~~「道路」にあたる。

答(2)

7. ~~「道路」~~「道路」は、法10条4項の「用途に供する事業」とは、~~「道路」~~道路の公益性を有することから、一部でも利用は看做し得る場合には、これに反するものとして扱われる。しかし、道路の整備に必要の場合には、一部が利用（一部）として、上記「事業」であると認められる。Xは利用（一部）として、本件道路の整備に供するものとして、廃止は許されないと認められる。

8. 本件道路の廃止は法10条4項に基き、同項は「用途に供する事業」という抽象的な表現を用い、その判断には専門技術的な判断が必要と認められ、行政に専断裁量がある。

9. もつて、法10条4項の「事業」は、道路通行者一般にとって判断されるべきものであり、Xは

第 問

現に本件道路を利用している以上、必要が生じた場合には利用されるべき
3 また、Y地区、中環外1区画の理由は、~~道路の通行~~外に利用されるべき
とあるものである。Y地区の利用外にある点を考慮したため、~~道路の通行~~外に
ある。
さらに、Y地区は本件道路以外の利用外と判断される。仮にY地区は
Aに於いては「もともとY地区」即ち道路の利用外であることを認めれば、
点でも違誤である。
加えて、B地区を利用するに外に利用するに外に緊急時には
Y地区以外に~~道路の通行~~外に利用するに外に利用するに外に利用するに外に
4. また、~~道路の通行~~外に利用するに外に利用するに外に利用するに外に
利用するに外に利用するに外に利用するに外に利用するに外に利用するに外に

以上